

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年 6 月29日

【会社名】 住友理工株式会社

【英訳名】 Sumitomo Riko Company Limited

【代表者の役職氏名】 執行役員社長 清水 和志

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市東三丁目 1 番地

【電話番号】 0568-77-2121 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 井之坂 俊哉

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 J P タワー名古屋

【電話番号】 052-571-0200 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 井之坂 俊哉

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、2026年6月18日開催の取締役会において、2026年7月31日を効力発生日（予定）として、吸収分割により、住友電気工業株式会社（以下「住友電気工業」）の完全子会社である当社の社債に係る債務（これに関連する契約その他の権利義務を含む。）並びに当該社債の元本及び未払利息に相当する額の金銭その他の財産（以下「本承継権利義務等」）を住友電気工業に承継させること（以下「本吸収分割」）に関し、住友電気工業との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）を締結することを決議し、2026年6月26日付で住友電気工業との間で本吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本吸収分割の相手会社についての事項

ア 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(2026年3月31日現在)

商号	住友電気工業株式会社
本店の所在地	大阪市中央区北浜4-5-33
代表者の氏名	社長 井上 治
資本金の額	99,737百万円
純資産の額	2,834,999百万円
総資産の額	4,824,532百万円
事業の内容	環境エネルギー関連事業、情報通信関連事業、自動車関連事業、エレクトロニクス関連事業、産業素材関連事業の各事業

イ 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益（連結）

(単位：百万円)

決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	4,402,814	4,679,789	5,110,171
営業利益	226,618	320,663	418,173
経常利益	215,341	309,496	431,274
当期純利益	168,961	221,826	401,146

ウ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2026年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の所有株式数の割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	16.09
(株)日本カストディ銀行(信託口)	9.14
日本生命保険相互会社	2.70
住友生命保険相互会社	2.04
STATE STREET BANK WEST AND TRUST COMPANY 505001	2.01
GOVERNMENT OF NORWAY	1.60
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1.43
高知信用金庫	1.42
全国共済農業協同組合連合会	1.30
住友電気工業持株会	1.24

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	住友電気工業は当社の株式の100%を保有しております。
------	-----------------------------

人的関係	当社の取締役3名及び監査役1名が住友電気工業の出身者です。
取引関係	住友電気工業と当社との間では、住友電気工業のキャッシュマネジメントシステム等を通じて資金の貸借取引を行っております。また、当社は、住友電気工業に配当金を支払っております。

(2) 本吸収分割の目的

本吸収分割は、当社において社債を保有することで生じる実務負担を軽減することを企図しております。

(3) 本吸収分割の方式

ア 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、住友電気工業を承継会社とする吸収分割です。

イ 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際しては、住友電気工業は当社に対し、対価を交付しません。

ウ その他の本吸収分割契約の内容

本吸収分割の日程

本吸収分割契約締結に係る取締役会決議日 2026年6月18日

本吸収分割契約締結日 2026年6月26日

本吸収分割の効力発生日(予定) 2026年7月31日(予定)

本吸収分割は、分割会社である当社においては会社法第784条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、当社は本吸収分割契約承認に係る株主総会を開催しません。

本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

承継会社が承継する権利義務

住友電気工業は、本吸収分割に際して、本吸収分割契約において定める、本承継権利義務等を当社から承継します。なお、住友電気工業による債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとします。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本吸収分割は、住友電気工業が当社より承継する資産と負債が同額であり、承継する権利義務が等価であることから、本吸収分割に伴う対価の交付はありません。

(5) 本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

本吸収分割後の住友電気工業の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容に変更はありません。

以上